

東日本大震災復興緊急保証制度の 取扱開始について

東日本大震災で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

東日本大震災により直接または間接被害を受けた中小企業者を対象として、既存の制度に加えて内容を拡充した下記の資金繰り支援策が創設されました。

東日本大震災により売上の減少などの影響を受けている事業者の方は、最寄の当金庫営業店窓口へご相談ください。

1. 制度名称 東日本大震災対策資金（大阪府制度融資）

2. 利用資格

府内において事業を営んでいる中小企業者で、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第2号、又は東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令第2条第1項の規定による市町村長の認定を受けた方。

3. 融資条件等

融資限度額	2億円（うち無担保8,000万円）
資金使途	運転資金・設備資金
融資利率	金融機関所定
信用保証料	年0.8%
融資期間	10年以内（据置期間 2年以内）
保証割合	100%保証（責任共有制度対象外）
担保	大阪府中小企業信用保証協会の定める不動産又は有価証券等
連帯保証人	原則として、個人の場合は不要、法人の場合は法人代表者のみ
取扱期間	平成23年5月23日から平成24年3月31日までの貸付実行分まで。

1. 制度名称 東日本大震災関連緊急融資（大阪市制度融資）

2. 利用資格

同一事業をおおむね1年以上経営し、大阪市内で事務所または事業所を有して、原則として事業による大阪市民税を納税している中小企業者で、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第2号、又は東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令第2条第1項の規定による市町村長の認定を受けた方。

3. 融資条件等

融資限度額	2億円（うち無担保8,000万円）
資金使途	運転資金・設備資金
融資利率	金融機関所定
信用保証料	年0.8%
融資期間	10年以内（据置期間 2年以内）
保証割合	100%保証（責任共有制度対象外）
担保	大阪市信用保証協会の定める不動産又は有価証券等
連帯保証人	原則として、個人の場合は不要、法人の場合は法人代表者のみ
取扱期間	平成23年5月30日から平成24年3月31日までの貸付実行分まで。